

あすひら 未来を拓く

ANNUAL REPORT 2025

〈資料編〉

INDEX

●当金庫の概要	1
●主要な事業の内容	1
●事業の概況	2
●事業の展望と対処すべき課題	2
●財務諸表	3～6
●経営指標	7
●預金に関する指標	8
●貸出金等に関する指標	8
●有価証券等に関する指標	9
●連結決算の状況	10～14
●自己資本の充実の状況	
定性的な開示事項(単体・連結ベース)	15～17
〈単体における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	18
定量的な開示事項	19～24
〈連結における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	25
定量的な開示事項	26～31
●信用金庫法・金融再生法開示債権の状況について	32
●金融仲介機能の発揮について	32
●リスク管理態勢について	33
●内部管理態勢の充実について	34～38
●商品・サービス等のご案内	39～40
●2024年度 開示項目一覧	41～42



大 分 未来信用金庫

当金庫の概要



- 名 称 大分みらい信用金庫
- 本店所在地 大分県別府市駅前本町1番31号
〒874-8639 TEL 0977-22-1181
- 創立年月日 1922年4月12日
- 出 資 金 15億2百万円
- 会 員 数 42,562人
- 店 舗 数 29店舗
- 役 職 員 数 367人
- 預 金 積 金 4,385億円
- 貸 出 金 2,156億円
- 営 業 地 区 別府市・大分市・日田市・臼杵市・津久見市・
竹田市・杵築市・中津市・宇佐市・豊後高田市・
豊後大野市・由布市・国東市・東国東郡・
速見郡・玖珠郡(以上 大分県)
豊前市・築上郡(以上 福岡県)

(2025年3月31日現在)

主要な事業の内容

1.預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。
2.貸出業務	
(1) 貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。
3.有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
4.内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。
5.附帯業務	
(1) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ④ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務
(2) 保護預りおよび貸金庫業務	
(3) 有価証券の貸付	
(4) 債務の保証	
(5) 公共債の引受	
(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売	
(7) 保険業法第275条第1項による保険募集の業務	
(8) 確定拠出年金法第88号による業務	
(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理	
(10) 電子債権記録業に係る業務	
(11) 地域活性化等業務	

事業の概況

当金庫は令和3年度より「10カ年長期事業計画」を推進しており、10年後のビジョンとして「Heart to Heart～あなたがいちばんに相談したい金融機関～」、戦略テーマとして「シンカへの挑戦～地域とともに発展するビジネスモデルの確立～」を掲げて事業に取り組んでいます。

また、令和6年度から8年度の3年間は、長期事業計画の第2フェーズとなる中期計画「第2次『シンカへの挑戦』3カ年計画」を推進しています。本3カ年計画は人口減少や少子高齢化社会の進展、金融政策の変更、DXの加速など、急速に変化する経営環境に対応していくため、当金庫の各種制度や仕組みを大胆に変革（スクラップ&ビルド）するとともに、「待ったなし」の経営課題に対してスピード感を持って取り組むことを趣旨としています。また、変化に対応しうる「自律性・主体性を持って行動する職員」を育成するために、専門人材を積極的に活用する期間と位置づけています。

令和6年度は3カ年計画の初年度として、「地域活性化支援とお客さま支援の強化」「営業基盤の拡充と業務改革の実行」「より働きがいのある職場の構築」「経営管理態勢と統合的なリスク管理態勢の強化」の4つの重点施策に取り組めました。

「地域活性化支援とお客さま支援の強化」では、事業先との対話シート「そうだ!みらいに相談しよう」や事業性評価シート「しんきんCan!シート」を積極的に活用してビジネスマッチングや経営課題解決等の本業支援に取り組めました。また、令和2年から県下3信金が協働して推進している「おおいた県 域内観光活性化パッケージプロジェクト」では、プロジェクトで実施した各種調査結果をベースとしてオリジナル観光パンフレットを制作し、提携する旅行代理店が2月より全国の信用金庫へ営業を行い、各信用金庫が実施しているお客様旅行等を大分県内に誘致する活動に取り組んでいます。

「営業基盤の拡充と業務改革の実行」では、データベースマーケティングのツールを活用して効果的な営業活動を実践し、営業基盤の拡充に取り組めました。また、店舗政策では南支店と山の手支店の渉外部門と融資部門を本店営業部に集約したほか、中津北支店を中津中央支店へ統廃合しました。

「より働きがいのある職場の構築」では、人事制度改定に伴う給与改定、定期昇給、昇格昇給に加えてベースアップを実施するなど処遇の改善に取り組んだほか、令和7年度のベースアップについても決議しました。また、専門職コースのジョブトライアル制度として設けた「キャリアチャレンジ制度」により資金運用部へ1名を配置し、職員のキャリア自律の支援に取り組めました。そのほか、若手職員が地域活性化の施策について企画プレゼンテーションを行う「ASOBIプロジェクト」を推進し、その実行編となる「ASOBIプロジェクトAct」を立ち上げました。これらのプロジェクトは若手職員が信用金庫で働くことの意義等について深く考える機会となり、主体性の育成とエンゲージメント向上に繋がりました。

「経営管理態勢と統合的なリスク管理態勢の強化」では、内部監査計画に基づき部室店等や各種テーマ別の監査を実施したほか、マネー・ローンドリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化等に取り組めました。また、3地区（別府・大分・県北）にて総代懇談会を開催し、総代の皆さまからのご意見やご質問に対して回答を行い、ガバナンス態勢の強化に努めました。

事業の展望と対処すべき課題

令和7年度は「第2次『シンカへの挑戦』3カ年計画」の2年目となります。昨年度に引き続き、「地域活性化支援とお客さま支援の強化」「営業基盤の拡充と業務改革の実行」「より働きがいのある職場の構築」「経営管理態勢と統合的なリスク管理態勢の強化」の4つを重点施策として掲げ、生産性向上や営業基盤の拡充等の経営課題に対してスピード感を持って取り組んでまいります。また、地域住民や中小零細企業の課題解決へのご支援をさらに強化し、「地域の皆さまから笑顔をいただける信用金庫」を目指してまいります。

財務諸表

●貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
(資産の部)		
現金	3,316	3,786
預け金	96,262	91,773
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買入金銭債権	92	54
金銭の信託	180	180
有価証券	145,680	139,793
国債	22,249	20,864
地方債	37,977	34,679
社債	55,107	52,857
株式	2,316	2,562
その他の証券	28,029	28,829
貸出金	210,445	215,644
割引手形	981	640
手形貸付	11,448	11,618
証書貸付	185,416	190,065
当座貸越	12,599	13,320
その他資産	2,998	3,151
未決済為替貸	100	84
信金中金出資金	2,325	2,325
前払費用	9	29
未収収益	387	593
その他の資産	175	117
有形固定資産	5,924	5,797
建物	2,622	2,526
土地	2,811	2,784
リース資産	2	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	487	487
無形固定資産	149	154
ソフトウェア	133	138
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	15	15
前払年金費用	214	306
繰延税金資産	—	251
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	5,770	5,336
貸倒引当金	△ 6,269	△ 6,242
(うち個別貸倒引当金)	(△ 5,407)	(△ 5,311)
投資損失引当金	—	—
資産の部合計	464,766	459,987

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
(負債の部)		
預金積金	436,491	438,566
当座預金	4,577	5,039
普通預金	215,878	218,542
貯蓄預金	1,878	1,765
通知預金	454	558
定期預金	194,066	193,220
定期積金	9,056	8,413
その他の預金	10,579	11,025
譲渡性預金	—	—
借入金	325	225
コマーシャル・ペーパー	—	—
その他負債	1,075	1,243
未決済為替借	217	196
未払費用	253	380
給付補填備金	0	1
未払法人税等	11	42
前受収益	83	86
払戻未済金	14	15
払戻未済持分	1	1
職員預り金	260	255
リース債務	2	—
資産除去債務	32	94
その他の負債	195	168
賞与引当金	213	217
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	129	81
睡眠預金払戻損失引当金	62	57
偶発損失引当金	112	79
繰延税金負債	100	—
再評価に係る繰延税金負債	206	196
債務保証	5,770	5,336
負債の部合計	444,486	446,003
(純資産の部)		
出資金	1,506	1,502
普通出資金	1,506	1,502
優先出資金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	24,359	24,695
利益準備金	1,513	1,506
その他利益剰余金	22,846	23,188
特別積立金	21,700	22,200
当期末処分剰余金	1,146	988
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	25,866	26,197
その他有価証券評価差額金	△ 6,048	△ 12,630
土地再評価差額金	461	417
評価・換算差額等合計	△ 5,586	△ 12,213
純資産の部合計	20,279	13,983
負債及び純資産の部合計	464,766	459,987

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して計上しております。

●損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経 常 収 益	5,867	6,242
資金運用収益	5,219	5,457
貸出金利息	3,810	3,868
預け金利息	195	301
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,169	1,244
その他の受入利息	43	43
役務取引等収益	465	528
受入為替手数料	217	224
その他の役務収益	248	304
その他業務収益	105	56
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	58	18
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	46	37
その他経常収益	77	199
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	17	9
株式等売却益	54	150
金銭の信託運用益	1	—
その他の経常収益	3	39
経 常 費 用	5,235	5,744
資金調達費用	80	276
預金利息	78	274
給付補填備金繰入額	0	0
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	0	0
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	401	435
支払為替手数料	63	64
その他の役務費用	338	370
その他業務費用	197	349
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	25	108
国債等債券償還損	172	238
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	0	3
経費	4,229	4,183
人件費	2,539	2,580
物件費	1,519	1,446
税 金	169	157
その他経常費用	325	498
貸倒引当金繰入額	118	408
貸出金償却	91	12
株式等売却損	11	0
株式等償却	—	4
金銭の信託運用損	—	0
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	104	71
経常利益	632	497
特 別 利 益	0	0
固定資産処分益	0	0
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	68	135
固定資産処分損	7	0
減損損失	38	134
その他の特別損失	22	—
税引前当期純利益	563	362
法人税・住民税及び事業税	5	85
法人税等調整額	32	△ 34
法 人 税 等 合 計	38	50
当 期 純 利 益	525	311
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	609	637
土地再評価差額金取崩額	11	38
当期末処分剰余金	1,146	988

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

●剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	1,146,308,117	988,105,912
積立金取崩額	—	—
(うち経営安定化積立金)	—	—
利益準備金取崩額	6,246,500	4,837,500
剰余金処分額	515,000,809	514,949,636
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	15,000,809	14,949,636
特別積立金	500,000,000	500,000,000
(うち経営安定化積立金)	(500,000,000)	(500,000,000)
繰越金(当期末残高)	637,553,808	477,993,776

(注)2023年度、2024年度の配当率は、年1.00%です。

●会計監査人の監査について

2025年6月27日開催の第104期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、貞関公認会計士共同事務所（公認会計士 川野嘉久氏、染矢亮志氏の監査を受けております。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月30日

大分みらい信用金庫

理 事 長

森 田 展 弘

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成26年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 12年～50年
其 他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法として償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の義務があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものはゼロと計上しております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準(原則1次)のとおりに計上しております。
- 破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同時状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込みで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業本部が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、1,038百万円であります。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、職員が年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によりっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度(全国信用金庫厚生年金基金)全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低賃率準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △ 21,384百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の拠金拠出割合(令和6年3月31日現在)
0.3494%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、主として、本制度における過去勤務債務の償却方法が期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金67百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を年金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記(1)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠障害払戻増し引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
13. 貸倒損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点等の収益の計上方法については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
15. 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 6,242百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。
主要な仮定は、「(債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し)であります。
「(債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し)は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表において貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
17. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 27百万円
18. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額 109百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 4,073百万円
21. 有形固定資産の圧縮記憶帳 497百万円
22. 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3,191百万円
危険債権額 8,766百万円
要管理債権額 2,052百万円
三月以上延滞債権額 15百万円
貸出条件緩和債権額 2,037百万円
小計額 14,009百万円
正常債権額 207,652百万円
合計額 221,661百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する金銭債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に反った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものである。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものである。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものである。
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(令和6年7月1日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、72百万円であります。
24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号「貸しきき金融取引」にて処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は640百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、日銀繰入代理店取引等の取引の担保として、有価証券3,000百万円及び預け金(定期預金)7,291百万円を差し入れています。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地は、平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価法第16条に規定する地価の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(実行価格補正、時点修正、近隣売先事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 1,990百万円
(有価証券)中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は500百万円であります。
28. 出資100当たりの純資産額 465円47銭
29. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業部のほか融資部により行われております。
信用リスク管理状況については、当金庫の状況および大口と信先等の事業内容について信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量(など)は、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・付議する態勢をとっております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
IRBB分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このほか、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等において定期的に報告されております。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1%(100BP:100ベースポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的指標に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、8,320百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してあります。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
30. 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	91,773	91,803	29
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	2,094	2,081	△ 13
その他有価証券(※2)	137,572	137,572	—
(3) 貸出金(※1)	215,644		
貸倒引当金(※3)	△ 6,242		
	209,402	209,481	78
金融資産計	440,843	440,938	95
(1) 預金積金(※1)	438,566	438,584	17
金融負債計	438,566	438,584	17

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) その他有価証券とは、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
自金庫保証付私算債は、内部格付に基づき元金合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて(現在価値法)、時価を算定しております。
なお、保有目的のその有価証券に関する注記事項については31.から34.に記載しております。
(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額
- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	113
信金中金出資金(*1)	2,325
組合出資金(*2)	2
合 計	2,451

- (*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示」に関する適用指針(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定」に関する会計基準の適用指針(令和3年6月17日)第24—16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)
- | | 1年以内 | 1年超
5年以内 | 5年超
10年以内 | 10年超 |
|--------------------|---------|-------------|--------------|---------|
| 預け金 | 53,922 | 4,250 | 9,800 | 23,800 |
| 有価証券 | 9,132 | 35,514 | 42,399 | 58,790 |
| 満期保有目的の債券 | 1,391 | 602 | 0 | 100 |
| その他の有価証券のうち満期があるもの | 7,740 | 34,911 | 42,399 | 58,690 |
| 貸出金(*) | 38,537 | 68,675 | 46,071 | 47,982 |
| 合 計 | 101,592 | 108,439 | 98,271 | 130,572 |
- (*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
- また、有価証券については、償却原価法による貸借対照表価額にて記載しております。
- (注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)
- | | 1年以内 | 1年超
5年以内 | 5年超
10年以内 | 10年超 |
|---------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金積金(*) | 380,119 | 58,403 | 10 | 32 |
| 合 計 | 380,119 | 58,403 | 10 | 32 |
- (*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

売買目的有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	—

満期保有目的の債券

種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	279	281	1
その他	—	—	—
小 計	279	281	1
国債	—	—	—
地方債	1,000	995	△ 4
短期社債	—	—	—
社債	714	706	△ 8
その他	100	97	△ 2
小 計	1,814	1,800	△ 14
合 計	2,094	2,081	△ 13

その他の有価証券

種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
株式	2,112	1,356	756
債券	1,927	1,922	4
国債	1,327	1,323	3
地方債	200	200	0
短期社債	—	—	—
社債	399	399	0
その他	6,114	5,298	815
小 計	10,154	8,578	1,576
株式	326	384	△ 57
債券	104,478	116,218	△ 11,740
国債	19,536	23,471	△ 3,934
地方債	33,478	37,094	△ 3,615
短期社債	—	—	—
社債	51,462	55,652	△ 4,189
その他	22,612	24,968	△ 2,356
小 計	127,417	141,571	△ 14,154
合 計	137,572	150,150	△ 12,577

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
33. 当事業年度中に売却したその他の有価証券
- | | 売却額
(百万円) | 売却益の合計額
(百万円) | 売却損の合計額
(百万円) |
|------|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 235 | 150 | — |
| 債券 | 1,720 | 18 | — |
| 国債 | 1,519 | 18 | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 200 | 0 | — |
| その他 | 1,173 | — | 346 |
| 合 計 | 3,129 | 169 | 346 |

34. 減損処理を行った有価証券
- 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
35. 運用目的の金銭の信託
- | | 貸借対照表計上額
(百万円) | 当年度の損益に含まれた
評価差額(百万円) |
|------------|-------------------|--------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 180 | 0 |
36. 賃貸等不動産の状況に関する事項
- 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
37. 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、26,336百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,623百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高高のものが必要とする当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資

の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,877百万円
固定資産の減損	271
貸与引当金	60
減価償却限度超過額	22
役員退職慰労引当金	23
睡眠負債払戻損失引当金	15
その他	532
繰延税金資産小計	2,802
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 2,012
評価性引当額	△ 2,012
繰延税金資産合計	790
繰延税金負債	
前払年金費用	87
その他有価証券評価差額金	447
その他	4
繰延税金負債合計	538
繰延税金資産の純額	251百万円

- (追加情報)
- 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
- 「所得税法等」の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%となりました。令和8年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は111百万円増加(繰延税金負債は13百万円増加)し、その他有価証券評価差額金は1百万円減少し、法人税等調整額は0百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は5百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。
40. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- 顧客との契約から生じた債権 0百万円

損益計算書の注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 12,536千円
- 子会社との取引による費用総額 40,021千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 10円34銭
4. その他の役務費用には信用保険料 365,964千円を含んでおります。
5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、350,613千円であります。
6. 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額(千円)
大分県別府市	営業用店舗	土地	68,417
		建物	66,492
		リース資産	—
		その他の有形固定資産	88
合 計			134,998

7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。
- | 取引等の種類 | 顧客との契約から生じる収益の主な概要 | 主な収益認識基準等 |
|-----------|--|--|
| 国内有為業務 | 送金、代金取立等の国内有為業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む) | これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 |
| 外国有為業務 | 輸出・輸入手数料、外国有為送金等の外国有為業務に基づく受入手数料 | 貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間にわたって計上しております。なお、履行義務の充足が1年を超える取引はありません。 |
| その他の役務取引等 | 手形・小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料
投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料
その他の役務取引等業務関係の受入手数料 | |

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

報酬体系について

1. 対象役員
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
- (1) 報酬体系の概要
- 【基本報酬及び賞与】
- 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
- そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議をもって決定しております。
- 【退職慰労金】
- 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
- なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、規程で定めております。
- (2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)
- | 区 分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 144 |
- (注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」109百万円、「賞与」16百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った見込みです。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
- (3) その他
- 【信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件】(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありません。
2. 対象職員等
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
- なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2024年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

●最近5年間の主要な経営指標の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益 (千円)	5,864,652	5,913,739	5,585,443	5,867,797	6,242,516
経常利益 (又は、経常損失) (千円)	△ 2,175,520	831,308	526,160	632,182	497,628
当期純利益 (又は、当期純損失) (千円)	△ 2,372,681	628,595	489,193	525,414	311,726
出資総額 (百万円)	1,497	1,503	1,513	1,506	1,502
出資総口数 (千口)	29,949	30,071	30,264	30,139	30,042
純資産額 (百万円)	26,044	24,740	20,818	20,279	13,983
総資産額 (百万円)	459,671	460,887	464,020	464,766	459,987
預金積金残高 (百万円)	422,421	427,632	434,655	436,491	438,566
貸出金残高 (百万円)	208,206	208,841	210,531	210,445	215,644
有価証券残高 (百万円)	134,166	137,933	144,961	145,680	139,793
単体自己資本比率 (%)	12.91	12.98	13.29	13.29	13.34
出資に対する配当金 (円) (出資1口50円当り)	1.0	1.5	0.5	0.5	0.5
役員数 (人)	17	18	17	17	17
うち常勤役員数 (人)	8	9	9	9	9
職員数 (人)	374	377	373	362	358
会員数 (人)	42,755	42,762	42,853	42,571	42,562

●業務粗利益

	2023年度	2024年度
資金運用収支	5,139,087	5,181,115
資金運用収益	5,219,658	5,457,970
資金調達費用(注1)	80,570	276,855
役務取引等収支	64,108	92,844
役務取引等収益	465,751	528,377
役務取引等費用	401,643	435,532
その他の業務収支	△ 92,803	△ 293,174
その他業務収益	105,093	56,764
その他業務費用	197,896	349,938
業務粗利益	5,110,393	4,980,786
業務粗利益率(注2)	1.11%	1.08%

- (注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2023年度 18千円、2024年度 108千円)を控除して表示しております。
- 2.業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
- 3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●業務純益

	2023年度	2024年度
業務純益	1,110,613	776,748
実質業務純益	927,490	845,450
コア業務純益	1,065,994	1,173,331
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	1,032,989	1,143,718

- (注) 1.業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととして
しています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩
額)を含みます。
- 2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
- 3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債
券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	458,230	460,337	5,219,658	5,457,970	1.13	1.18
うち貸出金	209,757	212,541	3,810,811	3,868,550	1.81	1.82
うち預け金(無利息分を除く)	96,513	93,313	195,265	301,567	0.20	0.32
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	150,101	152,085	1,169,663	1,244,069	0.77	0.81
資金調達勘定	434,977	437,588	80,570	276,855	0.02	0.06
うち預金積金	434,498	437,235	78,621	275,169	0.01	0.06
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	372	244	544	366	0.14	0.14

- (注) 1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度 256百万円、2024年度 260百万
円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(2023年度 180百万円、2024
年度 180百万円)および利息(2023年度 0百万円、2024年度 0百万円)を、それぞれ控除
して表示しております。
- 2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●利鞘

	(単位:%)	
	2023年度	2024年度
資金運用利回	1.13	1.18
資金調達原価率	0.98	1.00
総資金利鞘	0.15	0.18

●受取・支払利息の増減

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	55,298	339,080	394,379	49,010	189,302	238,312
うち貸出金	15,331	149,347	164,678	40,769	16,969	57,738
うち預け金	842	△ 1,203	△ 360	△ 6,219	112,521	106,302
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	41,090	189,277	230,367	15,091	59,314	74,405
支払利息	△ 4,043	0	△ 4,043	74	196,300	196,375
うち預金積金	△ 3,836	0	△ 3,836	247	196,300	196,547
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 203	—	△ 203	△ 178	—	△ 178

- (注) 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法
を採用しております。
- 2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●利益率

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.13	0.10
総資産当期純利益率	0.11	0.06

- 経常(当期純)利益
(注)総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高 及び期中の増減額

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	1,045	862	—	1,045	862
	2024年度	862	931	—	862	931
個別貸倒引当金	2023年度	6,003	5,407	897	5,105	5,407
	2024年度	5,407	5,311	436	4,971	5,311
合 計	2023年度	7,048	6,269	897	6,151	6,269
	2024年度	6,269	6,242	436	5,833	6,242

●貸出金償却

	(単位:千円)
2023年度	91,222
2024年度	12,553

預金に関する指標

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
流動性預金	227,051	232,518
うち有利息預金	204,624	211,139
定期性預金	206,365	203,637
うち固定金利定期預金	196,893	194,930
うち変動金利定期預金	159	148
その他	1,080	1,079
計	434,498	437,235
譲渡性預金	—	—
合 計	434,498	437,235

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2.有利息預金は、普通預金、貯蓄預金、通知預金から無利息型普通預金を控除して算出しております。
3.定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。
4.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

貸出金等に関する指標

●貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
手形貸付	10,328	11,237
証書貸付	187,184	188,052
当座貸越	11,436	12,471
割引手形	807	779
合 計	209,757	212,541

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●貸出金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	210,445	215,644
固定金利	69,483	68,910
変動金利	140,962	146,734

(注)変動金利には変動金利扱いの当座貸越を含みます。

●貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	956	999
有価証券	400	100
動産	—	—
不動産	40,056	40,233
その他	—	—
計	41,413	41,333
信用保証協会・信用保険	50,098	50,241
保証	26,613	27,414
信用	92,321	96,654
合 計	210,445	215,644

●債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	13	10
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	5,214	4,716
その他	—	—
計	5,227	4,726
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	542	609
合 計	5,770	5,336

(注)私募債は除いております。

●貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	115,189	54.73%	120,554	55.90%
運転資金	95,256	45.26%	95,089	44.10%
合 計	210,445	100.00%	215,644	100.00%

●定期預金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
定期預金	194,066	193,220
固定金利定期預金	193,911	193,079
変動金利定期預金	155	141
その他	—	—

●住宅ローン・消費者ローン残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
住宅ローン	40,838	43,337
消費者ローン	13,448	14,151
合 計	54,286	57,488

●貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	276	8,426	4.00%	275	8,190	3.79%
農業、林業	46	354	0.16%	47	476	0.22%
漁業	6	33	0.01%	7	19	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	87	0.04%	2	73	0.03%
建設業	949	23,657	11.24%	922	24,086	11.16%
電気・ガス・熱供給・水道業	53	1,193	0.56%	50	1,126	0.52%
情報通信業	26	565	0.26%	18	356	0.16%
運輸業、郵便業	52	3,458	1.64%	57	3,426	1.58%
卸売業、小売業	759	16,800	7.98%	722	16,379	7.59%
金融業、保険業	28	1,099	0.52%	26	1,142	0.52%
不動産業	660	40,281	19.14%	671	41,267	19.13%
物品賃貸業	7	321	0.15%	6	198	0.09%
学術研究、専門・技術サービス業	54	739	0.35%	55	708	0.32%
宿泊業	109	9,859	4.68%	112	10,229	4.74%
飲食業	457	6,121	2.90%	451	5,873	2.72%
生活関連サービス業、娯楽業	245	5,451	2.59%	241	5,455	2.52%
教育、学習支援業	33	890	0.42%	31	829	0.38%
医療、福祉	133	6,782	3.22%	131	7,002	3.24%
その他のサービス	691	11,577	5.50%	697	11,734	5.44%
小 計	4,586	137,703	65.43%	4,521	138,575	64.26%
地方公共団体	10	15,663	7.44%	9	16,689	7.73%
個人	13,057	57,078	27.12%	12,978	60,379	27.99%
合 計	17,653	210,445	100.00%	17,508	215,644	100.00%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

(単位:%)

	2023年度	2024年度
期末預貸率	48.21	49.17
期中平均預貸率	48.27	48.61

- (注) 1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券等に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

2023年度 (単位:百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	—	524	1,075	—	—	20,648	—	22,249
地方債	3,268	2,934	2,220	6,891	11,522	11,139	—	37,977
社債	3,581	9,318	10,543	7,972	8,688	15,003	—	55,107
株式	—	—	—	—	—	—	2,316	2,316
外国証券	100	912	1,691	2,445	3,484	6,182	—	14,816
その他の証券	796	4,265	819	1,241	772	1,091	4,226	13,212
2024年度 (単位:百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	—	909	813	—	586	18,554	—	20,864
地方債	2,655	1,009	3,182	9,949	8,257	9,624	—	34,679
社債	5,177	8,648	11,925	8,353	5,775	12,976	—	52,857
株式	—	—	—	—	—	—	2,562	2,562
外国証券	100	1,492	3,072	2,514	3,040	5,285	—	15,505
その他の証券	1,276	2,413	1,456	1,341	620	1,124	5,091	13,323

●有価証券の種類別の平均残高

	2023年度	2024年度
国債	25,141	24,573
地方債	39,901	38,647
社債	55,706	57,622
株式	1,076	1,630
外国証券	15,001	16,245
その他の証券	13,274	13,366
合 計	150,101	152,085

●預証率

	2023年度	2024年度
期末預証率	33.37	31.87
期中平均預証率	34.54	34.78

(注) 1. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

●有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照 表計上額	時価	差額	貸借対照 表計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	995	999	3	279	281	1
	その他	100	105	5	—	—	—
	小 計	1,095	1,105	9	279	281	1
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,000	998	△ 1	1,000	995	△ 4
	社債	577	574	△ 2	714	706	△ 8
	その他	100	100	△ 0	100	97	△ 2
	小 計	1,677	1,673	△ 4	1,814	1,800	△ 14
合 計		2,773	2,778	4	2,094	2,081	△ 13

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

3. その他有価証券

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照 表計上額	取得原価	差額	貸借対照 表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株式	2,015	1,122	892	2,112	1,356	756
	債券	17,809	17,653	155	1,927	1,922	4
	国債	2,120	2,060	60	1,327	1,323	3
	地方債	8,352	8,302	49	200	200	0
	社債	7,336	7,290	45	399	399	0
	その他	9,233	8,097	1,136	6,114	5,298	815
小 計		29,057	26,873	2,184	10,154	8,578	1,576
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないもの	株式	177	187	△ 10	326	384	△ 57
	債券	94,951	100,997	△ 6,046	104,478	116,218	△ 11,740
	国債	20,128	22,279	△ 2,151	19,536	23,471	△ 3,934
	地方債	28,625	30,361	△ 1,736	33,478	37,094	△ 3,615
	社債	46,197	48,355	△ 2,158	51,462	55,652	△ 4,189
	その他	18,594	20,385	△ 1,791	22,612	24,968	△ 2,356
小 計		113,723	121,570	△ 7,847	127,417	141,571	△ 14,154
合 計		142,781	148,444	△ 5,662	137,572	150,150	△ 12,577

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	113	113
組合出資金	1	2
合 計	124	126

●金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

2023年度		2024年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
180	△ 0	180	0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

該当ありません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

該当ありません。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

連結決算の状況

●当金庫の子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率
(株)べっしん総合サービス	大分県別府市 石垣西7丁目1番1号	大分みらい信用金庫の委託を受けて行う業務等 ・文書等の整理、保管、配送業務 ・書類の印刷製本業務	1989年 2月22日	10百万円	100%	—

●当金庫およびその子会社等の主要な事業の内容

当信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。 株式会社べっしん総合サービス(連結子会社)は、大分みらい信用金庫の100%子会社として、金庫の周辺業務(店外ATM管理業務、物品配送業務等)を主な業務として事業を展開しております。

●事業の概況

2024年度の連結決算の状況は、預金積金の期末残高は、4,384億5千8百万円となり、前期末比20億7千1百万円の増加、増減率は0.47%でした。

科目別では要求性預金が増加し、定期性預金は減少しました。

また、貸出金の期末残高は2,156億4千4百万円となり、前期末比51億9千8百万円の増加、増減率は2.47%でした。

科目別では手形貸付、証書貸付、当座貸越が増加し、割引手形が減少しました。

その他の運用資産として有価証券の期末残高は1,397億8千3百万円となり、前期末比58億8千7百万円の減少、増減率はマイナス4.04%でした。

収益面では、経常利益は5億2百万円となり、前年度比1億3千7百万円減少しました。また、当期純利益は3億1千6百万円となり、前年度比2億1千4百万円減少しました。

連結自己資本額は269億5千4百万円となり、前期末比3億5千4百万円増加しました。また、リスク・アセット計は2,013億5千1百万円となり、前期末比19億4百万円増加しました。その結果、自己資本比率は13.38%となり、前期末比0.05ポイント上昇しました。

●5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結経常収益 (千円)	5,961,893	5,993,473	5,647,038	5,923,197	6,311,866
連結経常利益(又は、連結経常損失) (千円)	△ 2,172,962	837,358	530,651	640,203	502,591
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は、親会社株主に帰属する当期純損失) (千円)	△ 2,371,351	632,954	492,822	531,400	316,531
連結純資産額 (百万円)	26,115	24,816	20,898	20,365	14,074
連結総資産額 (百万円)	459,656	460,874	464,007	464,753	459,973
連結自己資本比率 (%)	12.94	13.02	13.32	13.33	13.38

●連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度	科 目	2023年度	2024年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	99,578	95,560	預金積金	436,386	438,458
買入手形及びコールローン	—	—	譲渡性預金	—	—
買入金銭債権	92	54	借入金	325	225
金銭の信託	180	180	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	145,670	139,783	外国為替	—	—
貸出金	210,445	215,644	その他負債	1,081	1,246
外国為替	—	—	賞与引当金	213	217
その他資産	2,999	3,152	退職給付に係る負債	—	—
有形固定資産	5,924	5,797	役員退職慰労引当金	129	81
建物	2,622	2,526	睡眠預金払戻損失引当金	62	57
土地	2,811	2,784	偶発損失引当金	112	79
リース資産	2	—	繰延税金負債	100	—
建設仮勘定	—	—	再評価に係る繰延税金負債	206	196
その他の有形固定資産	487	487	債務保証	5,770	5,336
無形固定資産	149	154	負債の部合計	444,387	445,899
ソフトウェア	133	138	(純資産の部)		
のれん	—	—	出資金	1,506	1,502
リース資産	—	—	優先出資申込証拠金	—	—
その他の無形固定資産	15	15	資本剰余金	—	—
退職給付に係る資産	208	298	利益剰余金	24,445	24,785
繰延税金資産	2	254	処分未済持分	△ 0	△ 0
再評価に係る繰延税金資産	—	—	自己優先出資	—	—
債務保証見返	5,770	5,336	自己優先出資申込証拠金	—	—
貸倒引当金	△ 6,269	△ 6,242	会員勘定合計	25,952	26,287
			その他有価証券評価差額金	△ 6,048	△ 12,630
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	461	417
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	△ 5,586	△ 12,213
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	20,365	14,074
資産の部合計	464,753	459,973	負債及び純資産の部合計	464,753	459,973

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して計上しております。

●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	5,923	6,311
資金運用収益	5,219	5,457
貸出金利息	3,810	3,868
預け金利息	195	301
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,169	1,244
その他の受入利息	43	43
役務取引等収益	465	528
その他業務収益	105	56
その他経常収益	132	268
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	17	9
その他の経常収益	114	259
経常費用	5,282	5,809
資金調達費用	80	276
預金利息	78	274
給付補填備金繰入額	0	0
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	0	0
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	401	435
その他業務費用	197	349
経費	4,277	4,248
その他経常費用	325	498
貸倒引当金繰入額	118	408
その他の経常費用	207	89
経常利益	640	502
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
その他の特別利益	—	—
特別損失	68	135
固定資産処分損	7	0
減損損失	38	134
その他の特別損失	22	0
税金等調整前当期純利益	571	367
法人税、住民税及び事業税	7	85
法人税等調整額	32	△ 35
法人税等合計	40	50
当期純利益	531	316
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	531	316

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	23,917	24,445
利益剰余金増加高	543	355
親会社株主に帰属する当期純利益	531	316
その他	11	38
利益剰余金減少高	15	15
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
配当金	15	15
その他	—	—
利益剰余金期末残高	24,445	24,785

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

●連結の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫周辺業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

●連結信用金庫法開示債権の保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	2023年度 2024年度	2,629 3,191	839 953	1,789 2,237	100.00 100.00
危険債権	2023年度 2024年度	9,662 8,766	4,995 4,671	3,617 3,073	89.13 88.34
三月以上延滞 債権	2023年度 2024年度	16 15	12 14	2 2	93.43 113.12
貸出条件緩和 債権	2023年度 2024年度	2,156 2,037	1,273 1,092	950 786	59.07 53.60
小 計 (A)	2023年度 2024年度	14,464 14,009	12,531 12,045	5,733 5,619	86.63 85.97
正常債権 (B)	2023年度 2024年度	202,480 207,652			
総与信残高 (A)+(B)	2023年度 2024年度	216,944 221,661			

(注) 1. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

連結財務諸表の作成方針および注記事項

(1)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結される子会社及び子法人等 1社
- 会社名 株式会社 ベっしん総合サービス
- (2) 非連結の子会社及び子法人等 0社
2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
- (2) 持分法適用の関連法人等 0社
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
- (4) 持分法非適用の関連法人等 0社
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
- 株式会社 ベっしん総合サービス…3月末日
4. のれんの償却に関する事項
- 償却対象ののれん残高はありません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
- 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

(2)連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 12年～50年
- その他 3年～20年
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、目金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約中に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接残額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、今後の一定期間における予想損失額を算出し、予想損失額に相当する額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失率に基づき3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失率は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部門が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる残額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,038百万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等に貸倒引当金はありません。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間平均額基準[給付算定式基準]によりしております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。
- | | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理 |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 |
- なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在) | |
|----------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低賃率準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額 | △ 21,384百万円 |
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 0.3494%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金67百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫の主要な事業における主たる履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、連結損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
15. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
16. 重要な会計上の見積り関係
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 6,242百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 27百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 4,073百万円
19. 有形固定資産の圧縮記憶額 497百万円
20. 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の「債権(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該債権の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。」、貸出金、外国為替、その他債権中の「その他債権及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)」であります。

- | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,191百万円 |
|--------------------|------------|
| 危険債権総額 | 8,766百万円 |
| 要管理債権総額 | 2,052百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 15百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 2,037百万円 |
| 小計額 | 14,009百万円 |
| 正常債権総額 | 207,652百万円 |
| 合計額 | 221,661百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(令和6年7月1日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、72百万円であり、
22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は640百万円であり、
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 為替決済、日銀繰入代店取引等の取引の担保として、有価証券3,000百万円及び預け金(定期預金)7,291百万円を差し入れています。
24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年次 平成11年3月31日
- 同法第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(興行価格補正、時点修正、近隣売買取引による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 1,990百万円
- 「有価証券」中の土地のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は500百万円であり、
26. 出資1口当たりの純資産額 468円49銭
27. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫グループは、保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的を保有しております。
- これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫グループは、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」及び「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われております。
- 信用リスク管理状況については、当金庫グループの与信状況および大口与信先等の事業内容について信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化などは、総合信用管理委員会やALM委員会や協議会を行うとともに、結果について必要に応じて総合信用管理会議、ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・討議する態勢をとっております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 金利リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には資金運用部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
- このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」、及び「預金積金」であります。
- 当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1%(100BP:100ベースポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。
- なお、金利以外の上昇のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、8,320百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の定期的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。
- なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
28. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金(※1)	95,560	95,590	29
(2) 有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	2,094	2,081	△ 13
その他の有価証券(※2)	137,572	137,572	—
(3) 貸出金(※1)	215,644	—	—
貸倒引当金(※3)	△ 6,242	—	—
	209,402	209,481	78
金融資産計	444,629	444,725	95
(1) 預金積金(※1)	438,458	438,476	17
金融負債計	438,458	438,476	17

- (※1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～3項及び第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

- 金融資産
- (1) 現金及び預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- (2) 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
- 自金庫保証付私算債は、内部格付に基づき元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて(現在価値技法)、時価を算定しております。
- なお、保有目的のこの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。
- (3) 貸出金
- 貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」といふ。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
 - ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 - ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づき区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	113
信金中金出資金(※1)	2,325
組合出資金(※2)	2
合 計	2,441

- (※1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしてしております。

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	53,922	4,250	9,800	23,800
有価証券	9,132	35,514	42,399	58,790
満期保有目的の債券	1,391	602	0	100
その他の有価証券のうち満期があるもの	7,740	34,911	42,399	58,690
貸出金(※)	38,537	68,675	46,071	47,982
合 計	101,592	108,439	98,271	130,572

- (※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
- また、有価証券については、償却原価法による連結貸借対照表価額にて記載しております。

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	380,011	58,403	10	32
合 計	380,011	58,403	10	32

- (※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33.まで同様であります。

売買目的有価証券		当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)		
売買目的有価証券		—		
満期保有目的の債券				
	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	279	281	1
	その他	—	—	—
	小 計	279	281	1
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,000	995	△ 4
	短期社債	—	—	—
	社債	714	706	△ 8
	その他	100	97	△ 2
	小 計	1,814	1,800	△ 14
合 計		2,094	2,081	△ 13

その他の有価証券				
	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	2,112	1,356	756
	債券	1,927	1,922	4
	国債	1,327	1,323	3
	地方債	200	200	0
	短期社債	—	—	—
	社債	399	399	0
	その他	6,114	5,298	815
	小 計	10,154	8,578	1,576
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	326	384	△ 57
	債券	104,478	116,218	△ 11,740
	国債	19,536	23,471	△ 3,934
	地方債	33,478	37,094	△ 3,615
	短期社債	—	—	—
	社債	51,462	55,652	△ 4,189
	その他	22,612	24,968	△ 2,356
	小 計	127,417	141,571	△ 14,154
合 計		137,572	150,150	△ 12,577

30. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	235	150	—
債券	1,720	18	—
国債	1,519	18	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	200	0	—
その他	1,173	—	346
合 計	3,129	169	346

32. 保有目的を変更した有価証券
- 当連結会計年度中に、保有目的を変更した有価証券はありません。
33. 減損処理を行った有価証券
- 当連結会計年度中において重要な減損処理はありません。
34. 運用目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	180	0

35. 賃貸等不動産の状況に関する事項
- 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
36. 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,336百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,623百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があることは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとする旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
38. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|----------|
| 退職給付債務 | 2,072百万円 |
| 年金資産(時価) | △ 2,911 |
| 未積立退職給付債務 | △ 838 |
| 過去勤務費用 | △ 8 |
| 未認識数理計算上の差異 | 548 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △ 298 |
| 退職給付に係る資産 | 298 |
| 退職給付に係る負債 | — |

39. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
- 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は11百万円増加(繰延税金負債は13百万円増加)し、その他有価証券評価差額金は1百万円増加し、法人税等調整額は0百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は5百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

40. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末・契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- 顧客との契約から生じた債権 0百万円

- (3)連結損益計算書の注記
- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 10円50銭
 - その他の役務費用には信用保険料365,964千円を含んでおります。
 - 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結事業年度における顧客との契約から生じる収益は、350,613千円であります。
 - 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額(千円)
大分県別府市	営業用店舗	土地	68,417
		建物	66,492
		リース資産	—
		その他の有形固定資産	88
合 計			134,998

6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。
- | 取引等の種類 | 顧客との契約から生じる収益の主な概要 | 主な収益認識基準等 |
|-----------|---|--|
| 国内為替業務 | 送金、代金取立等の国内為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む) | これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 |
| 外国為替業務 | 輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料 | 資金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に合わせて計上しております。 |
| その他の役務取引等 | 手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料
投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料
保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料
その他の役務取引等業務に係る受入手数料 | なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。 |

(注)役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

報酬体系について

- 対象役員
- 報酬体系の概要、2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、単体での開示内容と重複しておりますので、6ページをご参照ください。
- なお、「[信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの](2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。
- 対象職員等
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、6ページに記載したものの他に、当金庫の主要な連結子法人等(注)の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
- なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- (注)[主要な連結子法人等]とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
- なお、2024年度においては、該当する会社はありませんでした。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項(単体・連結ベース)

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	発行主体:大分みらい信用金庫 コア資本に係る基礎項目に算入された額:1,502百万円
------	---

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫単体および連結子会社である株式会社べっしん総合サービスとも、これまで業務推進を通じて得られた利益を主な源として資本の積み上げ等を行って自己資本の充実を図ってきました。

自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る水準を達成しており、健全性を維持しております。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、貸出金や利息等が期日に返済されず、当金庫が損失を被るリスクです。回収利息等の減少や回収不能が生じた場合、最も経営に影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、金庫全体のリスク管理の方針等を定めた「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき主管部を定め、このリスクを管理・統制することに主眼を置き、「信用リスク管理基本方針」、「信用リスク管理規程」、「市場リスク管理基本方針」、「市場リスク管理規程」などの規程等を整備し、厳格な牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を「クレジットポリシー」として定め、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づき、与信取引に係る行動と判断を行うよう周知徹底を図っています。

貸出金等の信用リスク管理状況につきましては、信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っています。また、信用リスク管理の高度化や信用リスクの計量化などについては、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議・検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に付議・報告する態勢を整備し、適切な与信管理態勢の構築に努めています。

貸倒引当金の算定については、「資産の自己査定基準」および「資産の償却・引当基準」に基づき、債務者区分ごとに算出しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先の引当金については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先の引当金については、未保全額に対して貸倒実績率(ただし、当金庫は下限を設けています。)を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先の引当金については、未保全額の全額を引当しています。その結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2)信用リスク・アセット額の算出に使用する手法等

当金庫は、信用リスク・アセットの算出において、標準的手法を採用しています。

なお、リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関です。エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を言い、具体的には、不動産や預金などの担保、信用保証協会、保証会社や人的保証による保証などがあります。

しかし、これはあくまでも補完的な措置であり、ご融資の際は、「貸出事務取扱規程」等に基づき、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の考え方など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分なお説明とご理解をいただいた上で、ご契約をするなど適切な取り扱いに努めています。

信用リスク削減手法としては、「適格金融資産担保」、「自金庫預金との相殺」、「保証等」を用いることとしています。

「適格金融資産担保」については、当金庫では、預金を担保とした取引があります。預金担保処分については、「預金担保差入証」に記載し、適正な手続きを行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、当金庫が定める「各種約定書」や「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないように努めています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は、現時点では資金運用手段としての活用は行わない方針としております。このため、リスク管理の方針及び手続きについては定めておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

有価証券投資の一環として購入した投資家としての証券化エクスポージャーを保有していますが、再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であり、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失が生じるリスク」です。

当金庫では、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」により、以下の各リスクおよびその主管部を定め、それぞれのリスクについて管理を行っています。

また、連結子会社1社のオペレーショナル・リスクの管理についても、「リスク管理基本方針」をはじめとした諸規程を準用するなどしており、当金庫に準じたリスク管理態勢となっています。

●法務リスク

当金庫およびその役職員等が遵守すべき法令等を逸脱し、結果的に経営の健全性や適切性を損なうリスクです。

●コミュニケーションリスク

お客さま、マスコミ、業界等外部のステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションギャップにより被る外部コミュニケーションリスクと、当金庫の役職員やその家族等内部の関係者とのコミュニケーションギャップによって被る内部コミュニケーションリスクがあります。

●事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。

●偶発事故リスク

地震、風水害、火災、爆発物の爆発、強窃盗、騒乱、停電、交通事故等の偶発事故により損失を被るリスクです。

●システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

●評判リスク

当金庫や他の金融機関の資産の健全性、収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性などの内容劣化から、当金庫や他金融機関への安心度・親密度が失われることにより評判が低下して損失を被るリスクです。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は、標準的計測手法かつILMに「1」を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」にあたるものとしては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業有限責任組合への出資金等が該当します。

当金庫では、「市場リスク」の一部として管理・統制することに主眼を置き、「市場リスク管理基本方針」「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備し、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。なお、「市場リスク」とは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

具体的には、上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクの認識については、時価評価および日経平均株価の変動率に応じたリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、「市場リスク管理規程」に定められたリスク限度枠等の遵守状況を定期的にALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行っています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他投資事業有限責任組合への出資金等に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、ALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

9.金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度等の計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

①流動性預金に割当てられた金利改定の平均満期
平均満期は4.2年です。

②流動性預金に割当てられた最長の金利改定満期
金利改定満期は10年です。

③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

コア預金とは、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金であり、市場金利に変動が生じた場合においても金利改定が行われる可能性の低い部分を指します。当金庫では、過去の流動性預金残高の推移や市中金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮した内部モデルにより要求払預金の実質的な滞留期間を算出し、銀行勘定の金利リスク量を計算しています。なお、モデルの推計値については、バックテスト等による検証を行っています。

④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨ごとに算出した金利リスクの正値を単純合算しております。

⑥スプレッドに関する前提
スプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルはコア預金以外考慮していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは4,112百万円となり、前期末より減少。 Δ NIIについては88百万円となり前期末より増加。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の自己資本額に対する Δ EVEの比率は20%を下回る水準となっています。ただし、金利リスクが顕在化した場合においても、当金庫の自己資本額は国内基準金融機関に必要とされる自己資本比率4%の3倍を維持しており、最低所要自己資本額を上回る十分な余裕額を確保しているものと認識しています。

(3)自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当金庫では、債券の金利リスクは100BPVを用いて算出しています。

10.連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

該当ありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

本資料編の10ページをご覧ください。

(3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(4)連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(5)連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

〈単体における開示〉

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本比率

(単位:百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,851	26,182
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,506	1,502
うち、利益剰余金の額	24,359	24,695
うち、外部流出予定額(△)	15	14
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	975	1,011
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	975	1,011
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	26,826	27,193
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	107	110
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	107	110
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	49	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	155	219
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (2)	312	329
自己資本		
自己資本の額 ((1)－(2)) (1)	26,513	26,863
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	189,850	192,763
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,527	8,542
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (3)	199,377	201,305
自己資本比率		
自己資本比率 ((1)／(3)) (1)	13.29%	13.34%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	189,850	7,594	192,763	7,710
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	182,571	7,302	184,194	7,367
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	99	3	119	4
我が国の政府関係機関向け	1,118	44	1,078	43
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,600	784	25,616	1,024
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	59,872	2,394	41,066	1,642
中小企業等向け及び個人向け	52,531	2,101	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	29,183	1,167
トランザクター向け	—	—	501	20
抵当権付住宅ローン	1,879	75	—	—
不動産取得等事業向け	28,209	1,128	—	—
不動産関連向け	—	—	65,574	2,622
自己居住用不動産等向け	—	—	19,927	797
賃貸用不動産向け	—	—	27,104	1,084
事業用不動産関連向け	—	—	17,935	717
その他不動産関連向け	—	—	607	24
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	299	11	—	—
延滞等向け	—	—	7,119	284
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	439	17
取立未済手形	20	0	16	0
信用保証協会等による保証付	2,557	102	2,302	92
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,435	57	—	—
出資等のエクスポージャー	1,435	57	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	1,867	74
上記以外	14,946	597	9,808	392
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,634	105	2,634	105
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	598	23	815	32
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,713	468	6,357	254
②証券化エクスポージャー	16	0	5	0
証券化	16	0	5	0
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,262	290	8,564	342
ルック・スルー方式	7,262	290	8,564	342
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額/1パーセントで除して得た額(簡便法)	9,527	381	8,542	341
BI	—	—	5,694	—
BIC	—	—	683	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	199,377	7,975	201,305	8,052

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポー ジャー	延滞エクス ポージャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国内	448,197	453,556	216,391	226,353	121,224	120,136	－	－	1,062	14,693
国外	15,612	16,901	－	－	15,612	16,901	－	－	－	－
地域別合計	463,809	470,457	216,391	226,353	136,837	137,037	－	－	1,062	14,693
製造業	22,402	23,581	8,765	8,608	13,022	14,127	－	－	61	1,494
農業、林業	511	638	461	588	50	50	－	－	－	81
漁業	63	61	58	51	－	－	－	－	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	87	73	87	73	－	－	－	－	－	25
建設業	26,339	27,185	25,839	26,674	479	479	－	－	184	1,484
電気・ガス・熱供給・水道業	7,081	7,112	1,460	1,454	5,590	5,591	－	－	－	2
情報通信業	1,141	1,099	591	409	398	498	－	－	0	3
運輸業、郵便業	9,959	9,533	3,559	3,525	6,344	5,941	－	－	0	859
卸売業、小売業	20,798	20,447	18,249	17,957	2,394	2,294	－	－	66	1,184
金融業、保険業	127,089	124,129	1,174	1,253	26,504	27,897	－	－	－	－
不動産業	47,346	47,904	44,503	45,509	2,820	2,371	－	－	93	3,075
物品賃貸業	325	253	325	253	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1,053	1,066	1,053	1,066	－	－	－	－	－	50
宿泊業	10,025	10,464	10,025	10,464	－	－	－	－	329	1,754
飲食業	7,003	6,848	7,003	6,848	－	－	－	－	82	1,550
生活関連サービス業、娯楽業	6,581	6,623	6,579	6,621	－	－	－	－	7	1,248
教育、学習支援業	1,176	1,094	1,176	1,094	－	－	－	－	22	25
医療、福祉	7,354	7,617	7,354	7,617	－	－	－	－	0	363
その他のサービス	14,431	14,832	13,877	14,279	510	510	－	－	108	516
国・地方公共団体等	94,401	93,977	15,679	16,702	78,722	77,275	－	－	－	－
個人	48,563	55,297	48,563	55,297	－	－	－	－	101	970
その他	10,069	10,613	－	1	－	－	－	－	－	－
業種別合計	463,809	470,457	216,391	226,353	136,837	137,037	－	－	1,062	14,693
1年以下	95,587	91,551	25,666	28,111	6,779	7,792	－	－		
1年超3年以下	28,882	36,638	15,456	15,428	13,374	11,911	－	－		
3年超5年以下	33,522	38,646	17,710	18,831	15,271	19,315	－	－		
5年超7年以下	46,428	48,925	28,122	24,795	18,306	24,130	－	－		
7年超10年以下	56,211	50,827	31,062	32,678	25,148	18,148	－	－		
10年超	155,613	158,588	97,656	102,848	57,957	55,739	－	－		
期間の定めのないもの	47,563	45,279	716	3,660	－	－	－	－		
残存期間別合計	463,809	470,457	216,391	226,353	136,837	137,037	－	－		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	1,045	862	—	1,045	862
	2024年度	862	931	—	862	931
個別貸倒引当金	2023年度	6,003	5,407	897	5,105	5,407
	2024年度	5,407	5,311	436	4,971	5,311
合 計	2023年度	7,048	6,269	897	6,151	6,269
	2024年度	6,269	6,242	436	5,833	6,242

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	681	653	653	691	7	2	673	651	653	691	－	0
農業、林業	12	41	41	52	－	－	12	41	41	52	－	－
漁業	3	3	3	3	－	－	3	3	3	3	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	8	8	6	－	－	－	8	8	6	－	－
建設業	128	368	368	466	3	68	125	300	368	466	48	－
電気・ガス・熱供給・水道業	109	2	2	1	－	－	109	2	2	1	－	－
情報通信業	9	3	3	2	3	－	6	3	3	2	1	－
運輸業、郵便業	510	536	536	529	0	－	509	536	536	529	－	－
卸売業、小売業	578	436	436	377	204	23	373	412	436	377	24	2
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	807	786	786	842	－	－	807	786	786	842	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	9	3	3	3	1	－	7	3	3	3	4	－
宿泊業	1,536	899	899	562	642	305	894	593	899	562	－	－
飲食業	411	507	507	475	9	20	401	486	507	475	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	801	732	732	715	－	－	801	732	732	715	－	8
教育、学習支援業	38	19	19	9	－	10	38	9	19	9	－	－
医療、福祉	69	73	73	239	3	－	66	73	73	239	2	－
その他のサービス	139	168	168	182	19	－	119	168	168	182	4	0
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	155	161	161	148	－	4	155	156	161	148	5	－
合 計	6,003	5,407	5,407	5,311	897	436	5,105	4,971	5,407	5,311	91	12

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	3,786	—	3,786	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,958	—	31,958	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	105	—	105	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	54,996	—	54,996	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,413	—	1,413	—	119	8
我が国の政府関係機関向け	13,267	—	13,267	—	1,078	8
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	107,486	—	107,486	—	25,616	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	67,363	4,832	65,412	1,337	41,066	61
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	48,056	49,002	46,037	2,655	29,183	59
トランザクター向け	—	38,655	—	1,372	501	36
不動産関連向け	85,135	3,519	84,640	3,499	65,574	74
自己居住用不動産等向け	40,533	23	40,291	23	19,927	49
賃貸用不動産向け	27,539	2,600	27,373	2,600	27,104	90
事業用不動産関連向け	16,035	895	15,963	875	17,935	106
その他不動産関連向け	1,027	0	1,011	0	607	59
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,148	258	6,057	69	7,119	116
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	632	0	632	0	439	69
取立未済手形	84	—	84	—	16	19
信用保証協会等による保証付	23,057	274	23,057	27	2,302	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,867	—	1,867	—	1,867	100
合 計					174,385	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	3,786	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,958	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	105	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	54,996	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	13,267	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	83,992	—	18,493	—	—	—	600	—	—	2,000	—	300	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	83,992	—	18,493	—	—	—	600	—	—	2,000	—	300	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	11,688	—	—	—	—	—	—	—	—	23,878	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,758	1,009	4,925	—	816	—	1,658	—	2,132	2,010	—	2,121	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,758	1,009	2,798	—	—	—	1,658	—	—	2,010	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,126	—	816	—	—	—	2,132	—	—	1,109	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,011	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	753	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	84	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	57	23,027	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	90,904	37,708	—	97,524	1,009	23,419	—	816	—	2,258	—	3,505	28,641	—	2,421	—	—

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
	2024年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,786
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,958
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54,996
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,413
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,267
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	900	—	800	—	—	—	—	—	—	—	100	300	—	—	—	—	107,486
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	900	—	800	—	—	—	—	—	—	—	100	300	—	—	—	—	107,486
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	900	—	26,445	—	—	3,837	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66,749
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	44,818	—	—	—	—	2,502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48,693
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372
不動産関連向け	31,929	1,282	—	—	1,361	—	—	22,573	14,424	—	—	135	—	—	—	—	88,140
自己居住用不動産等向け	31,009	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,315
賃貸用不動産向け	—	1,211	—	—	—	—	—	22,573	—	—	—	3	—	—	—	—	29,973
事業用不動産関連向け	920	—	—	—	1,361	—	—	—	14,424	—	—	132	—	—	—	—	16,839
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,011
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	2,014	—	—	—	—	3,358	—	—	—	—	6,126
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	—	—	—	—	—	—	633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	633
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,085
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	1,867	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,867
合 計	32,829	47,000	800	26,445	1,361	—	10,854	22,573	14,424	—	100	3,794	—	—	—	—	448,395

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	108	103,707
10%	—	38,045
20%	129,678	100
35%	—	4,768
50%	23,574	751
75%	—	68,148
100%	6,099	86,135
150%	—	126
250%	—	2,564
350%	—	—
その他	—	—
合 計	159,461	304,348

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与 信相当額の合計 額(CCF・信用リ スク削減効果適 用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	274,937	5,501	12.043	275,438
40%～70%	58,113	34,273	10.543	59,052
75%	37,186	9,692	17.034	36,455
80%	800	—	—	800
85%	26,658	3,813	33.050	26,135
90%～100%	9,942	1,347	13.746	9,882
105%～130%	34,045	3,144	100.000	37,033
150%	3,676	115	10.000	3,596
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	445,361	57,889	18.188	448,395

(注) 1.最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)						
信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減 手法が適用された エクスポージャー	1,070	3,994	25,202	28,114	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)				
区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等	2,556	2,556	2,725	2,725
非上場株式等	2,450	2,450	2,451	2,451
合 計	5,007	5,007	5,177	5,177

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.「上場株式等」には、上場優先出資証券を含んでおります。
3.「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、子会社株式および関連会社株式、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2023年度	2024年度
売却益	27	150
売却損	—	—
償 却	—	4

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2023年度	2024年度
評価損益	936	674

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,761	13,156
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

IRRBB1: 金利リスク (単位:百万円)					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,313	3,297	88	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	4,112	4,891		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,112	4,891	88	0
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	26,863		26,513	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ.投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	16	—	5	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	16	—	5	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度		2024年度		2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%~50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%~250%未満	16	—	5	—	0	—	0	—
250%~400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%~1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	16	—	5	—	0	—	0	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2.「1,250%」欄の(i)~(iii)は当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●連結自己資本比率

(単位:百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,937	26,272
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,506	1,502
うち、利益剰余金の額	24,445	24,785
うち、外部流出予定額(△)	15	14
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	975	1,011
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	975	1,011
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格日資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,912	27,283
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	107	110
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	107	110
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	49	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額	155	219
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	312	329
自己資本		
自己資本の額 (イ)－(ロ) (ハ)	26,599	26,954
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	189,840	192,749
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,607	8,602
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	199,447	201,351
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ)／(ニ)	13.33%	13.38%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	189,840	7,593	192,749	7,709
現金	182,561	7,302	184,180	7,367
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	99	3	119	4
我が国の政府関係機関向け	1,118	44	1,078	43
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,600	784	25,616	1,024
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	59,872	2,394	41,066	1,642
中小企業等向け及び個人向け	52,531	2,101	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	29,180	1,167
トランザクター向け	—	—	501	20
抵当権付住宅ローン	1,879	75	—	—
不動産取得等事業向け	28,209	1,128	—	—
不動産関連向け	—	—	65,574	2,622
自己居住用不動産等向け	—	—	19,927	797
賃貸用不動産向け	—	—	27,104	1,084
事業用不動産関連向け	—	—	17,935	717
その他不動産関連向け	—	—	607	24
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	299	11	—	—
延滞等向け	—	—	7,119	284
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	439	17
取立未済手形	20	0	16	0
信用保証協会等による保証付	2,557	102	2,302	92
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,425	57	—	—
出資等のエクスポージャー	1,425	57	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	1,857	74
上記以外	14,946	597	9,808	392
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,634	105	2,634	105
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	603	24	815	32
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,707	468	6,357	254
②証券化エクスポージャー	16	0	5	0
証券化	16	0	5	0
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,262	290	8,564	342
ルック・スルー方式	7,262	290	8,564	342
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額(パーセントで除して得た額)	9,607	384	8,602	344
BI	—	—	5,734	—
BIC	—	—	688	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	199,447	7,977	201,351	8,054

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分 信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポー ジャー	延滞エク スポー ジャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国内	448,184	453,542	216,391	226,353	121,224	120,136	—	—	1,062	14,693
国外	15,612	16,901	—	—	15,612	16,901	—	—	—	—
地域別合計	463,796	470,443	216,391	226,353	136,837	137,037	—	—	1,062	14,693
製造業	22,402	23,581	8,765	8,608	13,022	14,127	—	—	61	1,494
農業、林業	511	638	461	588	50	50	—	—	—	81
漁業	63	61	58	51	—	—	—	—	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	87	73	87	73	—	—	—	—	—	25
建設業	26,339	27,185	25,839	26,674	479	479	—	—	184	1,484
電気・ガス・熱供給・水道業	7,081	7,112	1,460	1,454	5,590	5,591	—	—	—	2
情報通信業	1,141	1,099	591	409	398	498	—	—	0	3
運輸業、郵便業	9,959	9,533	3,559	3,525	6,344	5,941	—	—	0	859
卸売業、小売業	20,798	20,447	18,249	17,957	2,394	2,294	—	—	66	1,184
金融業、保険業	127,089	124,129	1,174	1,253	26,504	27,897	—	—	—	—
不動産業	47,346	47,904	44,503	45,509	2,820	2,371	—	—	93	3,075
物品賃貸業	325	253	325	253	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,053	1,066	1,053	1,066	—	—	—	—	—	50
宿泊業	10,025	10,464	10,025	10,464	—	—	—	—	329	1,754
飲食業	7,003	6,848	7,003	6,848	—	—	—	—	82	1,550
生活関連サービス業、娯楽業	6,581	6,623	6,579	6,621	—	—	—	—	7	1,248
教育、学習支援業	1,176	1,094	1,176	1,094	—	—	—	—	22	25
医療、福祉	7,354	7,617	7,354	7,617	—	—	—	—	0	363
その他のサービス	14,418	14,818	13,877	14,279	510	510	—	—	108	516
国・地方公共団体等	94,401	93,977	15,679	16,702	78,722	77,275	—	—	—	—
個人	48,563	55,297	48,563	55,297	—	—	—	—	101	970
その他	10,069	10,613	—	1	—	—	—	—	—	—
業種別合計	463,796	470,443	216,391	226,353	136,837	137,037	—	—	1,062	14,693
1年以下	95,587	91,551	25,666	28,111	6,779	7,792	—	—		
1年超3年以下	28,882	36,638	15,456	15,428	13,374	11,911	—	—		
3年超5年以下	33,522	38,646	17,710	18,831	15,271	19,315	—	—		
5年超7年以下	46,428	48,925	28,122	24,795	18,306	24,130	—	—		
7年超10年以下	56,211	50,827	31,062	32,678	25,148	18,148	—	—		
10年超	155,613	158,588	97,656	102,848	57,957	55,739	—	—		
期間の定めのないもの	47,550	45,266	716	3,660	—	—	—	—		
残存期間別合計	463,796	470,443	216,391	226,353	136,837	137,037	—	—		

- (注) 1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
5.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び
期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	1,045	862	—	1,045	862
	2024年度	862	931	—	862	931
個別貸倒引当金	2023年度	6,003	5,407	897	5,105	5,407
	2024年度	5,407	5,311	436	4,971	5,311
合 計	2023年度	7,048	6,269	897	6,151	6,269
	2024年度	6,269	6,242	436	5,833	6,242

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	681	653	653	691	7	2	673	651	653	691	—	0
農業、林業	12	41	41	52	—	—	12	41	41	52	—	—
漁業	3	3	3	3	—	—	3	3	3	3	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	8	8	6	—	—	—	8	8	6	—	—
建設業	128	368	368	466	3	68	125	300	368	466	48	—
電気・ガス・熱供給・水道業	109	2	2	1	—	—	109	2	2	1	—	—
情報通信業	9	3	3	2	3	—	6	3	3	2	1	—
運輸業、郵便業	510	536	536	529	0	—	509	536	536	529	—	—
卸売業、小売業	578	436	436	377	204	23	373	412	436	377	24	2
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	807	786	786	842	—	—	807	786	786	842	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	9	3	3	3	1	—	7	3	3	3	4	—
宿泊業	1,536	899	899	562	642	305	894	593	899	562	—	—
飲食業	411	507	507	475	9	20	401	486	507	475	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	801	732	732	715	—	—	801	732	732	715	—	8
教育、学習支援業	38	19	19	9	—	10	38	9	19	9	—	—
医療、福祉	69	73	73	239	3	—	66	73	73	239	2	—
その他のサービス	139	168	168	182	19	—	119	168	168	182	4	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	155	161	161	148	—	4	155	156	161	148	5	—
合 計	6,003	5,407	5,407	5,311	897	436	5,105	4,971	5,407	5,311	91	12

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	3,786	—	3,786	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,958	—	31,958	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	105	—	105	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	54,996	—	54,996	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,413	—	1,413	—	119	8
我が国の政府関係機関向け	13,267	—	13,267	—	1,078	8
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	107,486	—	107,486	—	25,616	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	67,363	4,832	65,412	1,337	41,066	61
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	48,052	49,002	46,033	2,655	29,180	59
トランザクター向け	—	38,655	—	1,372	501	36
不動産関連向け	85,135	3,519	84,640	3,499	65,574	74
自己居住用不動産等向け	40,533	23	40,291	23	19,927	49
賃貸用不動産向け	27,539	2,600	27,373	2,600	27,104	90
事業用不動産関連向け	16,035	895	15,963	875	17,935	106
その他不動産関連向け	1,027	0	1,011	0	607	59
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,148	258	6,057	69	7,119	116
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	632	0	632	0	439	69
取立未済手形	84	—	84	—	16	19
信用保証協会等による保証付	23,057	274	23,057	27	2,302	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,857	—	1,857	—	1,857	100
合 計					174,371	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2.[CCF]とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.[リスク・ウェイトの加重平均値(%)]とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	3,786	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,958	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	105	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	54,996	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	13,267	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—	83,992	—	18,493	—	—	—	600	—	—	2,000	—	300	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	—	—	—	83,992	—	18,493	—	—	—	600	—	—	2,000	—	300	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	11,688	—	—	—	—	—	—	—	—	23,878	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,758	1,009	4,925	—	816	—	1,658	—	2,132	2,010	—	2,121	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,758	1,009	2,798	—	—	—	1,658	—	—	2,010	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,126	—	816	—	—	—	2,132	—	—	1,109	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,011	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	753	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	84	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	57	23,027	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	90,904	37,708	—	97,524	1,009	23,419	—	816	—	2,258	—	3,505	28,641	—	2,421	—	—

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
	2024年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,786
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,958
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54,996
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,413
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,267
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	900	—	800	—	—	—	—	—	—	—	100	300	—	—	—	—	107,486
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	900	—	800	—	—	—	—	—	—	—	100	300	—	—	—	—	107,486
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	900	—	26,445	—	—	3,837	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66,749
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	44,818	—	—	—	—	2,498	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48,689
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372
不動産関連向け	31,929	1,282	—	—	1,361	—	—	22,573	14,424	—	—	135	—	—	—	—	88,140
自己居住用不動産等向け	31,009	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,315
賃貸用不動産向け	—	1,211	—	—	—	—	—	22,573	—	—	—	3	—	—	—	—	29,973
事業用不動産関連向け	920	—	—	—	1,361	—	—	—	14,424	—	—	132	—	—	—	—	16,839
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,011
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	2,014	—	—	—	—	3,358	—	—	—	—	6,126
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	—	—	—	—	—	—	633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	633
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,085
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	1,857	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,857
合 計	32,829	47,000	800	26,445	1,361	—	10,840	22,573	14,424	—	100	3,794	—	—	—	—	448,381

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	108	103,707
10%	—	38,045
20%	129,678	100
35%	—	4,768
50%	23,574	751
75%	—	68,148
100%	6,099	86,120
150%	—	126
250%	—	2,566
350%	—	—
その他	—	—
合 計	159,461	304,335

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与 信相当額の合計 額(CCF・信用リ スク削減効果適 用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	274,937	5,501	12.043	275,438
40%～70%	58,113	34,273	10.543	59,052
75%	37,186	9,692	17.034	36,455
80%	800	—	—	800
85%	26,658	3,813	33.050	26,135
90%～100%	9,928	1,347	13.746	9,868
105%～130%	34,045	3,144	100.000	37,033
150%	3,676	115	10.000	3,596
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	445,347	57,889	18.188	448,381

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)

信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
ポートフォリオ 信用リスク削減 手法が適用された エクスポージャー	1,070	3,994	25,202	28,114	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	連結貸借 対照表計上額	時 価	連結貸借 対照表計上額	時 価
上場株式等	2,556	2,556	2,725	2,725
非上場株式等	2,440	2,440	2,441	2,441
合 計	4,997	4,997	5,167	5,167

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 「上場株式等」には、上場優先出資証券を含んでおります。
3. 「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	27	150
売却損	—	—
償 却	—	4

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	936	674

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,761	13,156
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	
		ΔEVE		ΔNII		
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	上方パラレルシフト	3,313	3,297	88	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0	
3	スティープ化	4,112	4,891			
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下					
7	最大値	4,112	4,891	88	0	
		ホ		ヘ		
		当期末		前期末		
8	自己資本の額	26,863		26,513		

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ.連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

ロ.連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	16	—	5	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	16	—	5	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度		2024年度		2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%~50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%~250%未満	16	—	5	—	0	—	0	—
250%~400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%~1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	16	—	5	—	0	—	0	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2.「1,250%」欄の(i)~(iii)は当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

信用金庫法・金融再生法開示債権の状況について

●信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a－c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	2,629	2,629	839	1,789	100.00	100.00
	2024年度	3,191	3,191	953	2,237	100.00	100.00
危険債権	2023年度	9,662	8,613	4,995	3,617	89.13	77.51
	2024年度	8,766	7,744	4,671	3,073	88.34	75.06
要管理債権	2023年度	2,172	1,288	962	325	59.32	26.94
	2024年度	2,052	1,109	801	307	54.04	24.60
三月以上延滞債権	2023年度	16	15	12	2	93.43	69.54
	2024年度	15	17	14	2	113.12	801.87
貸出条件緩和債権	2023年度	2,156	1,273	950	323	59.07	26.82
	2024年度	2,037	1,092	786	305	53.60	24.43
小 計 (A)	2023年度	14,464	12,531	6,798	5,733	86.63	74.78
	2024年度	14,009	12,045	6,426	5,619	85.97	74.09
正常債権 (B)	2023年度	202,480					
	2024年度	207,652					
総与信残高 (A) + (B)	2023年度	216,944					
	2024年度	221,661					

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

金融仲介機能の発揮について

●「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	1,065件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合	21.38%
保証契約を解除した件数	153件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。

また、同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

●経営改善支援等の取組実績【2024年4月～2025年3月】

(単位:先数)

		期初債務者数					経営改善支援 取組率	ランクアップ 率	再生計画 策定率
		うち経営改善支援取組先数							
		αのうち 期末に債務者 区分がランク アップした先数	αのうち 期末に債務者 区分が変化し なかった先数	αのうち 再生計画を 策定している 全ての先数					
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先 ①		3,082	0		0	0	0.0%		—
要注意先	うちその他要注意先 ②	1,158	14	0	10	10	1.2%	0.0%	71.4%
	うち要管理先 ③	24	2	0	2	1	8.3%	0.0%	50.0%
破綻懸念先 ④		178	19	0	19	13	10.6%	0.0%	68.4%
実質破綻先 ⑤		63	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先 ⑥		24	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計 (②～⑥の計)		1,447	35	0	31	24	2.4%	0.0%	68.5%
合 計		4,529	35	0	31	24	0.7%	0.0%	68.5%

- (注) ・ 期初債務者数および債務者区分は2024年4月初時点まで整理しています。
・ 債務者数、経営改善支援取組先数は、お取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
・ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組先で途中で完済した債務者はαに含めていますがβには含みません。
・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。
・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理します。
・ 期中に新たに取引を開始した債務者については本表に含みません。
・ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
・ 「αのうち再生計画を策定している先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか中小企業活性化協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

内部管理態勢の充実について

法令等遵守態勢について

法令等遵守(コンプライアンス)とは、法令をはじめ当金庫内の諸規程さらには確立された社会規範に至るまで、あらゆるルールを遵守することです。当金庫は、「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」「法務リスク管理基本方針」「法令等遵守に係る基本方針」等に基づき、地域に根ざした協同組織金融機関としての社会的使命と高い公共性を全役職員に周知徹底し、社会人としての健全な常識や、より高い倫理観を持って業務活動を行い、社会的責任を果たしていくことを経営の最重要課題の一つと位置づけています。

コンプライアンス態勢の整備については、研修等教育を推進しており、2024年度には全部室店で1,223回のコンプライアンス勉強会を開催、また職員一人ひとりのレベルアップを図るため、コンプライアンス検定試験受験を奨励し、266人(2025年3月末現在)の役職員が合格しています。さらに全役職員が「コンプライアンス手帳」を常時携帯し、定期的に自己チェックを行うなど態勢整備を促進しています。

法令等遵守に係る基本方針

経営理念に基づき、高い倫理観と社会的使命や公共性を自覚して業務を遂行し、地域の信頼を確保する。

1. 経営幹部(役員および部室店長)は、金庫が公器であることを自覚して、経営理念に基づく健全な金庫運営を第一とする。
2. 役職員等は、立派な社会人として、高い法令等遵守(コンプライアンス)精神と社会的使命感を持って業務を遂行する。
3. 役職員等は、私生活の健全化に努める。
4. 反社会的勢力は断固排除する。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスの実現のため、コンプライアンスに関連する方針や規程、組織や役割等を網羅した「コンプライアンス態勢」を役職員全員に周知し、教育・研修に活用しています。主な内容は以下のとおりです。

○コンプライアンスの組織と役割

役職員の基本的な責任と禁止事項、法務リスク管理規程に基づく各組織・役職員の役割等を定めています。コンプライアンスを統括する部署として役員を含めた全部室の横断的な組織である「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、本部・営業店の全部室店に「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス担当者」を配置し、「コンプライアンス責任者会議」「コンプライアンス担当者会議」を定期的開催するなどコンプライアンス態勢の整備を図ることとしています。

○コンプライアンス・マニュアル

役職員が遵守すべき法令等の解説や違反行為を発見した場合の対処方法などを定めています。毎月「コンプライアンス・チェックリスト」で自己チェックを行うことや、コンプライアンス違反情報の収集・報告、それらの事案へ対応するための組織と情報の流れを定めています。また、法令等の解説書等を整備しています。

○コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定することを定めています。

利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程、利益相反管理対応マニュアル(Q&A)を制定し、お客さまとのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するよう努めています。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(注) 本方針において「反社会的勢力」とは、属性要件として、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動(政治活動)等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下、これらを暴力団員等という。)、および暴力団員等が経営を支配または経営に実質的に関与していると認められる関係がある者、暴力団員等を不当に利用している者、暴力団員等への資金提供、便宜供与等、社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。更に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求等の行為要件にも着目して判断します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「経営理念」「みらい宣言」「行動の指針」に基づき、全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営に努めてまいります。また、より良い業務運営を実現するため、その取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを図ってまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況および金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らして、お客さまの最善の利益を追求し、商品・サービスをご提供するように努めてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう、別に定める「利益相反管理基本方針」に則り、お客さまとのお取引について適切に管理を行い、お客さまの利益を保護するように努めてまいります。

3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用等は、その詳細についてお客さまにご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

4. 重要な情報の分かりやすいご提供

金融商品のご提案にあたっては、お客さまに適正な判断をしていただくために、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、金融商品やサービスについての重要な情報を分かりやすくご提供するように努めてまいります。

5. お客さまにふさわしいサービスのご提供

お客さまとのお取引にあたっては、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況、お客さまが契約を締結する目的に照らして、お客さまにふさわしい金融商品やサービスをご提供するように努めてまいります。

6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営を行うよう、研修その他の動機づけの枠組みやガバナンス態勢について適切に整備するように努めてまいります。

お客さま保護態勢について

金融商品取引法等への対応について

2007年9月の「金融商品取引法」の全面施行および信用金庫法等の関連法令の改正を受け、当金庫では、元本割れ等のリスクがある金融商品の販売管理態勢のさらなる充実に努めております。

お客さまにより一層ご満足、ご安心いただけるよう、以下の勧誘方針を遵守し、適切な運用のご提案を行ってまいります。

当金庫の勧誘方針

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身のご判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正なご判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

お客さまへの説明態勢について

融資取引をはじめとするお客さまとのお取引については、その内容をお取引の関係者に十分にご理解いただくことが必要です。そのため「説明態勢に係る規程」等を整備するとともに、職員教育の徹底・人材の育成を図ることとしています。

苦情等への対応について

お客さまからの苦情等に対しては、公平・誠実に対応し、迅速な解決を図ることが、お客さまとの信頼向上を図るうえで最も重要であると認識し、職員教育の徹底や他金融機関の事例も含めた分析等を通じて、同様の苦情等の発生を未然に防止する態勢の整備に努めています。

金融ADR制度への対応について

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等のお申し出に公平・誠実・迅速に対応するため、金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して相談・苦情等の解決を図り、信頼性の向上に努めています。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

当金庫では、業務運営体制・内部規則を整備し、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をホームページおよび各営業店に店頭掲示することで公表しています。苦情等のお申し出につきましては、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)までお申し出ください。

紛争解決措置

下記の仲裁センター等に加えて最寄の弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんさん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。

●東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)

●第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)

●第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)

●熊本県弁護士会 (電話:096-325-0913)

●鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)

顧客情報保護への対応について

お客さまに個人情報を安心してご提供いただくため、関係法令および諸規程等を遵守し、「顧客情報保護基本方針」等に基づき顧客情報保護に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客さまの個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- ◎預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ◎公共債、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ◎その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

利用目的

- ◎各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- ◎法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ◎預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ◎融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ◎適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ◎与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ◎他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- ◎お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ◎市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ◎ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(お取引解約・終了後に行うものも含みます。)
- ◎提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ◎各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ◎その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ◎各種法定調書の作成、非課税貯蓄制度の適用のため
- ◎預金口座付番に関する事務のため
- ◎公金受取口座の登録・変更・抹消等、ならびに災害時・継続時における預金口座の情報提供、本人特定事項・個人番号の正確性の確保に関する事務のため

ダイレクト・マーケティングの中止

- ◎当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のご相談窓口までお申し出ください。

法令等による利用目的の限定

- ◎信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ◎信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

個人情報に関するご相談窓口

大分みらい信用金庫 営業推進部

- 住所 〒874-8639 別府市駅前本町1番31号
- 電話番号 0977-22-1184
- FAX 0977-22-7671
- Eメール mirai@oitamirai.co.jp

- 窓口の時間帯 9:00～17:00
(月～金 但し、金融機関の休業日を除く)
- ※詳しくは、本支店窓口にお申し出いただくか、当金庫ホームページをご覧ください。

金融犯罪に対する対応について

当金庫では、金融犯罪に対する対応について、以下の取り組みを行っております。

特殊詐欺等への対応について

- 特殊詐欺にご注意ください。
特殊詐欺とは、犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗(窃盗)を含む。)のことです。
近年では、被害者に恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る「ロマンス詐欺」や同様の方法で投資に誘導し金銭等をだまし取る「投資詐欺」といった手口が増加しています。
- ATMコーナーでの対応(支払限度額、暗証番号変更)
全国的にキャッシュカードの偽造または盗難によりATMで預金が不正に引き出される被害が増加しております。
お客さまにおかれましては、キャッシュカードや暗証番号の厳重な管理をお願いします。暗証番号は定期的に変更することをお勧めします。暗証番号のご変更は、最寄りの当金庫ATMで可能です。
また、当金庫ATMで1日あたりのお支払限度額を減額変更することができます。普段ご利用される金額にあわせて制限することで、お客さまの大切なご預金を守ることができます。
- 偽造、盗難キャッシュカード被害が発生した場合の取り扱い
キャッシュカードの偽造または盗難により個人のお客さまのご預金がATMから不正に引き出された場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。ただし、お客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。
なお、ご不明な点がある場合には、当金庫の窓口等にお問い合わせください。
- キャッシュカード等の盗難、紛失の24時間受付実施
キャッシュカードの盗難・偽造等の被害に遭った時は、ただちに以下の受付先にご連絡ください。

曜日等	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	8時30分～17時00分	各お取引店	各お取引店電話番号
平日の上記時間帯以外・土曜・日曜・祝日		信金事故届け受付センター	0120-361-334

「暮らし安心」ネットワーク運動について

昨今多発する特殊詐欺などの金融犯罪からお客さまを守り、安心して暮らせる地域づくりのため、全店で「暮らし安心」ネットワーク運動を展開しています。
本活動については、別府警察署にもご協力いただき、2009年2月から活動を開始しました。

- 1.方針
お取引先が特殊詐欺に遭わないよう、主にご高齢のお客さまと渉外係が連携して被害防止に努めます。
- 2.具体的内容
詐欺被害の未然防止を図るため、渉外係が当金庫への連絡方法等が記載されたパンフレットをお取引先に持参し、お客さまの電話機近辺に貼付させていただくことをお勧めしています。不審な電話や訪問、郵便物等があった場合、すぐにご連絡をいただき、一緒になって被害を防止しようとするものです。



カスタマーハラスメントに対する基本方針の制定

当金庫では、「この地域(まち)に根ざし、未来(あす)を拓く」を経営理念に掲げ、全役職員がお客さまからの信用や信頼に応えるため、日々の業務に取り組んでいます。
また、お客さまへより良いサービスを提供するためには、役職員が心身ともに健康で気持ちよく働ける職場づくりが重要だと考えています。
そのため、当金庫ではこのたび、社会通念上不相当な要求や暴言、威圧的な態度等から職員を守るため、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を制定し、ホームページに掲載しております。

制定日
2025年4月1日(火)



マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への対応について

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策にかかる基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

また、経営陣は、マネロン等対策にかかる態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、およびリスクの特定・評価・低減にかかる各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にもとづき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)および当金庫における疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

当金庫は、新規取引開始時に本人確認や取引目的の確認等を実施します。また、顧客情報や取引内容等に応じて、取引開始後においても継続的に本人確認や取引目的の確認等を実施します。

なお、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。また、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁および資産凍結の措置

当金庫は、取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

当金庫は、マネロン等対策に関わるすべての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的を実施し、それらの結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

当金庫は、新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

お客さま情報の確認に関するご協力をお願い

当金庫では特殊詐欺などの金融犯罪を防止し、お客さまが安心・安全にお取引いただけるように金融庁が策定・公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき様々な対策を講じています。

その対策の一環として、新たにお取引をいただくお客さまに加え、すでにお取引いただいているお客さまにつきましても定期的・継続的にお客さまに関する情報やお取引目的等の確認を行っております。

預金商品のご案内

2025年6月末現在

主な預金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座預金	小切手・手形を振り出すことによりお支払いできます。法人や個人事業者の方の効率的な資金管理に最適です。	随時	1円以上
普通預金	給与・年金、配当金の受け取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用できます。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	随時	1円以上
無利息型普通預金	無利息ですが、預金保険制度により、全額保護される普通預金です。すでにお持ちの普通預金口座を変更することもできます。	随時	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資(当座貸越)をセットした暮らしに欠かせない口座です。	普通預金、定期預金と同様	(普通預金)1円以上 (定期預金)1万円以上
貯蓄預金	個人の方専用の預金です。20万円型と40万円型があります(自動受取・自動支払はご利用できません)。	随時	I型:40万円以上 II型:20万円以上
通知預金	短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金です。	原則お引き出しは納税時のみ	1円以上
期日指定定期預金	1年復利の有利な定期預金です。1年据え置いた後は、1カ月前にご連絡いただければお引き出しができます(個人の方に限ります)。	最長3年(据置期間1年)	100円以上 300万円未満
スーパー定期預金	プランに合わせてお預け入れいただける手軽で身近な定期預金です。個人の方でお預け入れ期間3年以上の場合は、複利型の運用ができます。	1カ月～5年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金を有利に運用できる定期預金です。	1カ月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	6カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。	定型方式:1年、2年、3年 期日指定方式:1カ月超3年以内	1,000円以上
定期積金	一定額を毎月継続して積み立てる預金です。	6カ月～5年	掛金1,000円以上
積立定期預金	目標を決めて自由に積み立てます。ボーナス時に増額もできます。	1年～7年	1,000円以上
一般財形預金	いろいろな目的の貯蓄としてご利用できます。給与やボーナスからの天引きで積み立てます。事業主等を通じたお申し出により払い戻しいたします。	3年～15年	1,000円以上
財形年金預金	60歳以降に年金として受け取るための老後の資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。	5年以上	1,000円以上 (元利合計550万円までは非課税)
財形住宅預金	マイホームの新築やリフォームなど、住まいの資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。		
譲渡性預金(NCD)	譲渡可能な預金で大口資金の短期間運用に適しています。	2週間～2年	1,000万円以上
後見制度支援預金	ご本人の大切な預金を安全かつ簡便に管理するための制度です。	随時	1円以上

※金利は、店頭表示利率を適用します。

融資商品のご案内

2025年6月末現在

●個人向けローン

主なローンの種類		お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
住宅ローン	マイホーム物語	土地および住宅の購入、住宅新築、増改築(リフォーム資金含む)、借換資金等にご利用できます。	2億円以内	50年以内
	しんきん住宅ローン		2億円以内	50年以内
	しんきん無担保住宅・リフォームローン		2,000万円以内	20年以内
	しんきん空き家解体ローン 「解体・新・所。」	更地にするための空き家解体費用およびそれに伴う諸費用等にご利用できます。	500万円以内	20年以内
教育ローン	しんきん教育ローン	就学する学校等への1年分の納付金や就学にかかる1年分の付帯費用(100万円以内)。また他金融機関でご利用中の教育資金の借換資金等にもご利用できます。	1,000万円以内	16年以内 (卒業予定月まで据置可)
	みらい教育カードローン 「春、いちばん」	就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用にご利用できます。就学中は極度額範囲内であれば何度でも反復してお借り入れできます。	50万円～ 500万円以内	【カードローン期間中】 5年以内(1年更新) 【証書貸付切替後】 3カ月～10年以内
マイカーローン	しんきんマイカーローン	車・オートバイ・自転車の購入、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付、免許取得費用、他金融機関でご利用中のマイカーローン借換資金等に幅広くご利用できます。	1,000万円以内	10年以内
フリーローン	みらいおさいふローン	お使いみち自由(事業資金を含む)のローンです。インターネット等から仮審査申込ができます。	500万円以内	10年以内 (申込金額が300万円以下の場合は7年以内)
	みらいフリーローンMAX500	お使いみち自由の個人向けローンです。	500万円以内	10年以内
	しんきんフリーローンCan!	お使いみち自由です。おまとめや事業資金にもご利用できます。	500万円以内	10年以内
	フリーローン・ビッグ	お使いみち自由(事業資金を除く)のローンです。インターネット等から仮審査申込ができます。	1,000万円以内	10年以内
カードローン	みらいきゃっする	インターネット等で仮審査申込ができるカードローンです。	500万円以内	5年(自動更新可)
	みらいカードローン	お使いみち自由(事業資金を除く)のカードローンです。	100万円以内	3年(自動更新可)
その他	みらいシニアライフローン	リフォーム資金、自動車の購入資金、旅行資金等にご利用できます。	100万円以内	10年以内
	みらい環境ローン	太陽光発電システム・エコキュート等、エコ関連設備の購入・設置・修繕資金等にご利用できます。	1,000万円以内	15年以内
	職域サポートローン	「みらいしんきん職域サポート」申込先事業所に勤務する従業員さま向けのローンです(事業資金を除く)。	500万円以内	10年以内

●事業者向けローン

主なローンの種類	お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
クイックワイド保証(大分県信用保証協会保証付)	運転資金にご利用できます。 事業資金にご利用できます。	8,000万円以内	10年以内
クイック1250保証(大分県信用保証協会保証付)		1,250万円以内	10年以内
事業者カードローン(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年または2年
みらい事業者カードローン300(大分県信用保証協会保証付)		300万円以内	1年または2年
みらい新事業応援当座貸越(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年
クイックローン(大分県信用保証協会保証付)		2億8,000万円以内	1年または2年
みらいビジネス応援ローン(アイフル保証)		500万円以内	10年以内

※他にも各種ローンをご用意しています。詳しくは最寄りの窓口までお気軽にご相談ください。

その他の金融商品・サービスのご案内

2025年6月末現在

主な金融商品・サービスの種類	特 色
しんきんバンキングアプリサービス	スマートフォンで残高照会、入出金明細がリアルタイムに確認でき、明細にメモを残すことができます。
インターネットバンキングサービス	パソコンやスマートフォンから残高照会や振込、税金の払込などがご利用できます。法人の方には、総合振込など大量の振込ができるサービスもご用意しております。
為替自動送金サービス	毎月定期的な振込先(駐車場料、家賃、学費など)を登録することで煩雑なお振り込み手続きを自動化します。
預金口座振替サービス	家賃、授業料、会費などを、お客さまに代わって口座振替により集金代行します。
しんきんテレホン・ファクシミリサービス	コンピュータが電話またはFAXでお客さまの口座への振込入金をご連絡します。また、残高照会などもご利用できます。
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属など、お客さまの大切な財産を安全にお預りします。
夜間金庫	お店の売上代金などを、窓口が終了した後も安全にお預りします。
しんきんコンビニ収納サービス	事業を営むお客さまの販売代金を、全国のコンビニエンスストアを通して、取引先顧客から回収するサービスです。
デビットカードサービス	お手持ちのキャッシュカードが、全国のJ-Debit加盟店でのお買い物などのお支払いにそのままご利用できるサービスです。
年金受取手続サービス	年金の受取手続や受取額の調査等を専門家を通じてお手伝いします。
公共債の窓口販売	個人向け国債等をお取り扱いしております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険や一時払終身保険等をお取り扱いしております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンご利用のお客さまへの長期火災保険や、企業の業務上の災害に備えるための損害保険をお取り扱いしております。
しんきん共済制度の募集	ケガの補償や福利厚生などのサービスが受けられる日本フルハップを募集しております。
信託契約代理業務	相続信託、暦年信託、土地信託、年金信託、公益信託、特定贈与信託、特定金銭信託などをお取り扱いしております。 (三井住友信託銀行との信託契約代理店 取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店) (信金中央金庫との信託契約代理店 取扱店:出張所を除く各支店)
併営業代理店業務	遺言信託、遺産整理業務、国民年金基金加入勧奨業務をお取り扱いしております。 (三井住友信託銀行との信託契約代理店 取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店) (信金中央金庫との信託契約代理店 取扱店:出張所を除く各支店)
しんきん電子記録債権サービス (でんさいネットサービス)	でんさいネットは、全国の金融機関が加盟する新たな資金決済手段です。当金庫も参加金融機関として、でんさいネットサービスの提供を行っております。

主な手数料のご案内

2025年6月末現在

●国内為替手数料

内容				振込金額	当金庫同一店内宛		当金庫本支店内		他行宛	
振込1件につき	ATM利用(現金扱い)			5万円未満	非会員	会員	非会員	会員	495円	
				5万円以上	440円	440円	440円	440円	660円	
	ATM利用(当金庫カード)			5万円未満	110円	無料	110円	無料	275円	
				5万円以上	220円	無料	220円	無料	330円	
	eバンキング利用(FB・HB・IB・法人IB)			5万円未満	無料	無料	110円	110円	330円	
				5万円以上	無料	無料	220円	220円	440円	
	窓口利用			5万円未満	330円	165円	330円	330円	605円	
				5万円以上	550円	330円	550円	550円	770円	
	為替自動送金				5万円未満	無料	無料	110円	110円	330円
					5万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
新規契約手数料						1,100円				
代金取立	支払場所		当金庫	他行	その他					
	店頭入金電子交換所扱い	小切手	無料	330円	不渡手形返却料	取立手形組戻料	取立手形店頭呈示料	送金・振込の組戻料		
		手形		660円	1,100円	1,100円	1,100円	660円		
		個別取立(電子交換所不参加)			1,100円					

●その他手数料

小切手帳(1冊/50枚)	5,500円	摘要入力伝票購入 手数料	5,500円
約束手形・為替手形帳(1冊/50枚)	5,500円	信託契約時・追加 信託時事務手数料	信託金額×0.55%(上限55,000円)
自己宛小切手(1枚)	550円	両替 両替機 窓口※4	1～50枚…100円/51～500枚…200円/ 501～1,000枚…300円/1,001～1,500枚…400円
各種取引履歴明細	550円		1～50枚…330円/51～500枚…550円/ 501～1,000枚…1,100円/ 1,001枚以上…1,650円～(500枚ごとに550円加算)
残高証明書	当金庫所定(1通) 330円 英文・その他(1通) 1,100円		1～50枚…無料/51～500枚…550円/ 501～1,000枚…1,100円/ 1,001枚以上…1,650円～(500枚ごとに550円加算)
利息証明書発行(1通)	550円		1～100枚…無料/101～500枚…550円/ 501～1,000枚…1,100円/ 1,001枚以上…1,650円～(500枚ごとに550円加算)
通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード再発行	1,100円	金種指定支払 手数料※5	
ICキャッシュカード発行・再発行	1,100円	大量硬貨入金 手数料※6	
ファームバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円 ※2)		
ホームバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円 ※2)		
個人インターネットバンキング基本手数料(月額)	無料		
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円 ※2)		
署名鑑登録手数料	5,500円		
変更手数料	無料		
夜間金庫利用料(年間)	39,600円		
貸金庫利用料(年間)	7,700円～26,400円		
不動産 担保設定 ※1	基本手数料 33,000円 変更・追加手数料 11,000円 抹消手数料 5,500円		
融資条件変更事務手数料 ※3	5,500円		
個人ローン融資実行事務手数料	1,100円		
個人ローン繰上げ返済手数料	5,500円		

※1.不動産担保設定手数料については、新規申込金額と現在ご利用いただいている借入残高の合計額が300万円以下の場合はいたできません。

※2.照会・個別資金移動サービスのみの場合です。

※3.保証会社保証付きローンを除く証書貸付の条件変更の際に、融資条件変更事務手数料をいただきます。

※4.お客さまが持参された紙幣・硬貨の合計枚数と両替後の紙幣・硬貨の合計枚数のいずれが多い枚数を両替枚数とします。新券への両替、汚損した現金、旧紙幣・硬貨、記念硬貨等の交換を含みます。

※5.現金による預金の払出しに際し、金種指定をされた場合、1万円札を除いた枚数に応じて手数料をいただきます。ただし、1万円札の新券は取扱枚数に含まれます。

※6.複数伝票に分けて入金の場合は、合計の硬貨枚数を入金枚数とします。入金時および振込や納税等の諸納付時の受入れについても適用します。

●でんさいネット

記録等の種類			請求等する方法	
利用料金 (1件あたりの金額)	発生記録	当金庫宛	パソコン	事務代行
		他行庫宛	330円	880円
	譲渡記録	当金庫宛	330円	880円
		他行庫宛	660円	1,210円
	分割(譲渡)記録	当金庫宛	330円	880円
		他行庫宛	660円	1,210円
	開示請求	通常開示(オンライン)	無料	—
		特例開示(書面)	—	3,850円
		残高の開示(都度発行方式)	—	4,950円
		残高の開示(定例発行方式)	—	1,650円
利用料金 (1件あたりの金額)	単独保証記録		330円	880円
	変更記録	変更記録(オンライン)	330円	—
		変更記録(書面)	—	2,750円
	特定記録機関変更記録	支払等記録	330円	880円

2024年度 開示項目一覧 I

●信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

■単体ベースの開示項目 (信用金庫法施行規則第132条等における規定)

開示項目	情報編	資料編
1. 金庫の概況及び組織に関する事項		
(1)事業の組織	14	
(2)理事・監事の氏名及び役職名	14	
(3)会計監査人の氏名又は名称	14	
(4)事務所の名称及び所在地	21	
2. 金庫の主要な事業の内容		1
3. 金庫の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況	4～5	2
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫役員数 ⑬職員数 ⑭会員数		7
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
イ.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		7
ロ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		7
ハ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘		7
ニ.受取利息及び支払利息の増減		7
ホ.総資産経常利益率		7
ヘ.総資産当期純利益率		7
②預金に関する指標		
イ.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高		8
ロ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高		8
③貸出金等に関する指標		
イ.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		8
ロ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		8
ハ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		8
ニ.使途別の貸出金残高		8
ホ.住宅ローン及び消費者ローンの残高		8
ヘ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		8
ト.預貸率の期末値及び期中平均値		8
④有価証券に関する指標		
イ.商品有価証券の種類別の平均残高		9
ロ.有価証券の種類別の残存期間別の残高		9
ハ.有価証券の種類別の平均残高		9
ニ.預証率の期末値及び期中平均値		9

開示項目	情報編	資料編
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
(1)リスク管理の態勢		15～17、33
(2)法令遵守の態勢		34～38
(3)「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み		32
(4)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	6～9、18～19	
(5)金融ADR制度への対応		35
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書		3～6
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及び①～④までに掲げているものの合計額 ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権(貸出金のみ) ④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) ⑤正常債権		32
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	5	18～19
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ①有価証券 ②金銭の信託 ③デリバティブ取引		9
(5)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		7
(6)貸出金償却の額		7
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		4
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		6

■金融再生法第7条に基づく開示事項

開示項目	情報編	資料編
1. 金融再生法第7条に基づく資産査定の結果について	5	32

■中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく開示事項

開示項目	情報編	資料編
1. 金融仲介機能の発揮について		32
2. 地域密着型金融の取組状況	6～9	
3. 地域貢献に関する情報開示	2	
4. 総代会の機能強化に関する事項	12～13	

■連結ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第133条等における規定)

開示項目	情報編	資料編
1.金庫及びその子会社等の概況に関する事項		
(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		10
(2)金庫の子会社等に関する事項 ①名称 ②主たる営業所又は事務所の所在地 ③事業の内容 ④設立年月日 ⑤資本金 ⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ⑦金庫の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		10
2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況		10
(2)直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 ①連結経常収益 ②連結経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ④連結純資産額 ⑤連結総資産額 ⑥連結自己資本比率		10

開示項目	情報編	資料編
3.金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項		
(1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書		11～14
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額 ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権(貸出金のみ) ④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) ⑤正常債権		12
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況		25～26
(4)金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの		11～12
4.報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		14

2024年度 開示項目一覧 II

●信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく(連結は規則第133条第1項第3号ハ)、「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の記載事項一覧

■定性的な開示事項(単体・連結ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本調達手段の概要		15
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要		15
3.信用リスクに関する事項		15
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要		15
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要		16
6.証券化エクスポージャーに関する事項		16
7.オペレーショナル・リスクに関する事項		16
8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要		16
9.金利リスクに関する事項		17
10.連結の範囲に関する事項		17

開示項目	情報編	資料編
■自己資本の構成に関する開示事項(単体ベース)		18

■定量的な開示事項(単体ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本の充実度に関する事項		19
2.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)		20～23
3.信用リスク削減手法に関する事項		23
4.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		24
5.証券化エクスポージャーに関する事項		24

開示項目	情報編	資料編
6.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項		23
7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		23
8.金利リスクに関する事項		23

開示項目	情報編	資料編
■自己資本の構成に関する開示事項(連結ベース)		25

■定量的な開示事項(連結ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		26
2.自己資本の充実度に関する事項		26
3.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)		27～30
4.信用リスク削減手法に関する事項		30
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		31
6.証券化エクスポージャーに関する事項		31
7.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項		30
8.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		30
9.金利リスクに関する事項		30



〒874-8639 大分県別府市駅前本町1番31号
TEL 0977-22-1181(代表)

インターネットホームページ URL
<https://www.oitamirai.co.jp/>

E-mailアドレス
mirai@oitamirai.co.jp

みらいしんきん

検索

